



# 市・道民税と所得税の申告はお早めに

期間間際は窓口が大変混雑します。お忘れなくお早めの申告をお願いします。

## 市・道民税の申告受付について

郵送・問合せ先 市役所市民税課市民税担当(〒085-8505 黒金町7-5 ㊟31-4514)

市・道民税の申告書は、昨年度の申告の際、申告書の郵送を希望された方に2月中旬に郵送予定です。また、会場での申告が困難な方は郵送による申告も可能です。

### 申告が必要な方

20 (令和2) 年1月1日現在、釧路市に住所があり、19 (令和元) 年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

①所得税の確定申告をされる方

②給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方 (提出の有無は勤務先に確認してください)

※所得税の確定申告が不要な方 (公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方等) や、年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある場合には市・道民税申告をしなければ市・道民税が高く算定される場合があります。

※所得がない方でも、課税 (所得) 証明書の交付が必要な方は、申告が必要です。

### 申告に必要なもの

印鑑、支払いを受けた証明書 (源泉徴収票、給与の支払明細書など) の他に、19 (令和元) 年中に支払った各種領収書または証明書 (生命保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)、障害者 (療育) 手帳、障害者控除対象者認定書。

※医療費控除については、領収書の提示が不要となり、領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の提示が必要となりました。また、セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) の適用を受ける場合については、「セルフメディケーション税制の明細書」および「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の提示が必要となります (医療費控除とセルフメディケーション税制は併せて受けることができないため、どちらかの選択になります)。

※マイナンバー制度の導入により、申告にはマイナンバーの記載が必要です。本人確認のため番号確認書類 (マイナンバーカードや通知カード等) と身元確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証等) の提示または写しを添付してください。郵送による提出の場合は、番号確認書類、身元確認書類の写しを添付してください。

### 申告受付日・会場

※受付時間は午前9時から午後4時30分まで。市役所本庁舎のみ午後5時まで。

受付日	会場	所在地	電話番号
2月17日(月)	春採下町会館	武佐1-3-25 (春採支所隣)	46-6497
2月18日(火) 2月19日(水)	コアかがやき	愛国191-5511	39-5070
2月20日(木) 2月21日(金)	コア鳥取	鳥取北8-3-10	53-3199
2月25日(火)	桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28 (桜ヶ岡支所隣)	090-1308-3813
2月26日(水)	春採下町会館	武佐1-3-25 (春採支所隣)	46-6497
2月27日(木)	大楽毛生活館	大楽毛4-8-7	57-8467
3月2日(月)~16日(月) (土・日曜日除く)	市役所防災庁舎1階多目的スペース	黒金町7-5	31-4514

※各支所での受け付けは行いませんのでご注意ください。

※阿寒町・音別町行政センターでの申告の詳細については、各行政センター通信をご覧ください。

## 給与・年金収入の方の還付申告会場のお知らせ

問合せ先 北海道税理士会釧路支部 (㊟42-0407)

### 申告に必要なもの

「税務署からのお知らせはがき」、前年分の申告書控 (申告内容確認票含む) の他、印鑑、源泉徴収票 (給与・年金)、19 (令和元) 年中に支払った保険料 (生命、地震、国民健康、国民年金、介護・後期高齢者医療など) の証明書や医療費控除の明細書、預貯金の口座番号の分かるもの。

○マイナンバー制度の導入により、申告にはマイナンバーの記載が必要です。本人確認書類として、マイナンバーカード、または通知カードと身元確認書類 (運転免許証や公的医療保険機関の被保険者証等) が必要です。

○公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要です。

※上記の場合でも所得税の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます。

※市・道民税の申告が必要な場合があります。

### 申告受付日・会場

日時 2月3日(月)~5日(水)午前10時~正午、午後1時~4時

会場 道東経済センタービル2階 (大町1-1-1)

※駐車場が少ないため、公共の交通機関をご利用ください。

※市・道民税の受け付けはできません。

※事業所得、不動産所得、株式・不動産等の譲渡所得等がある申告相談はできません。

※確定申告書等の提出のみの受付は行っていません。提出のみの方は、直接、税務署に提出してください。

※事前予約制です。受付時間 平日の午前10時~正午、午後1時~4時

予約専用ダイヤル ㊟080-9283-1861 (予約状況によって受け付けできない場合があります)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税および復興特別所得税などの確定申告書を作成し、印刷して郵送等により提出できます。  
㊟ <http://www.nta.go.jp>



法人、個人、経理に関わる  
お悩みはこちらへ

## 無料税務相談会

日時 2月21日(金) 午前9時30分~正午、午後1時~4時

会場 道東経済センタービル3階 (大町1-1-1)

問合せ先 北海道税理士会釧路支部 (㊟42-0407)

## 軽自動車税の手続きはお済みですか?



問合せ先 市役所市民税課税務担当 (㊟31-4513)、阿寒町行政センター市民課市民サービス担当 (㊟66-2210)、音別町行政センター市民課市民サービス担当 (㊟01547-6-2231)

### 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車 (これらを軽自動車等といいます) に対して掛かる税金です。

### 納めていただく方

毎年4月1日現在、市内で軽自動車等を所有している方に課税されます。軽自動車税は、自動車税と異なり月割課税制度がないため、4月1日現在の所有者だけが課税されることとなります。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、当該年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車などをして当該年度分の税金は課税されます。すでに廃車・譲渡をして手続きがお済みでない方は、4月1日(水)までに届け出をお願いします。

### 手続きの届け出先

#### ●原動機付自転車 (125cc以下)、小型特殊自動車

市役所市民税課税務担当 (㊟31-4513)

阿寒行政センター市民課市民サービス担当 (㊟66-2210)

音別行政センター市民課市民サービス担当 (㊟01547-6-2231)

#### ●軽四輪

釧路軽自動車協会 (㊟51-0745)

#### ●軽二輪 (126cc以上250cc以下)、二輪小型自動車 (251cc以上)

釧路運輸支局 (㊟050-5540-2005音声ガイダンスに従って操作ください)

15 (平成27) 年4月から軽自動車税の税率が変わっています。20 (令和2) 年度の軽自動車税 (種別割) 税額などについての詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

釧路市軽自動車税

検索

右記QRコードからも利用できます。

